

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

法人成りをするには

Q：私は長年個人で事業を営んできましたが、そろそろ株式会社にしようと考えています。会社組織にするにはどのようにしたらよいでしょうか。

A：会社組織にするには、商法や有限会社法上、新しく会社を設立するのと同様の手続きが必要です。

【解説】

いままで個人で事業を行っていた人が、税務対策上、信用目的上、労務対策上などの理由により法人に組織を切り換えることを、通常「法人成り」といいます。

法人成りをするには、新しく会社を設立するのと同様の手続きが必要です。会社には、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社の4種類があり、そのうち株式会社の設立手続きは次の順序で行います。

- (1) 発起人会…設立の企画と定款の作成
- (2) 定款の認証…公証人役場へ
- (3) 株式の引受け、公募、払込
- (4) 創立総会…役員を選任その他の決議
- (5) 取締役会…社長の選任、本店所在地の決定
- (6) 登記申請…法務局、登記所へ設立の書類の提出
- (7) 補正の有無の確認…登記所へ提出した書類について正誤を確認、訂正する

以上で設立手続きは一応完了ですが、税務署、県税事務所、市役所、社会保険事務所、職業安定所、労働基準監督署などへも届出手続きが必要です。

